

公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の会計・税務・運営の実務専門誌

平成26年1月15日発行
昭和43年3月29日第3種郵便物認可
毎月1日・15日発行（月2回）

公益 一般法人

No.861
Semimonthly

01 / 15
2014



蔵王山の樹氷（山形県）

遊休財産額の保有制限に纏わる計算と別表Cの解説
全日本テコンドー協会に対する是正勧告についての解説
ハラスメントの最新動向と防止対策



全国公益法人協会

特別解説

公益法人・一般法人対象



全日本テコンドー協会に対する 是正勧告についての解説

弁護士 熊谷則一

I 是正勧告の概要

平成25年12月10日付けで、公益社団法人全日本テコンドー協会に対し、行政庁である内閣総理大臣から公益認定法28条1項に基づく勧告がなされた。勧告の内容は、同協会が一般法人法の規定に基づく法人運営を確立するために、①一般法人法48条の規定に適合するよう、社員総会において全ての社員の議決権行使を認めること、②上記①に関して賞罰規程につき必要な措置を講じること、③平成26年1月21日までに必要な措置を講じ、行政庁に報告すること等である。

II 勧告の対象

公益認定等委員会の事実認定によれば、同協会は、理事会で賞罰規程を制定していたところ、その賞罰規程の中で「社員の資格停止処分」を定め、当該「社員の資格停止処分」がなされた社員は、社員総会において一切の議決権行使することができないとされていたとのことである。他方で、定款には、社員の議決権を制約するような規定はなかったとのことである。公益認定等委員会は、このような取扱いは、一般法人法48条の規定に違反していると判断した。

III 一般法人法48条の規定

一般法人法48条は一般社団法人（公益社団法人を含む。以下同じ。）における社員総会での社員の議決権の数について定めている。具体的には、1項で「社員は、各一個の議決権を有する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。」と規定し、2項で「前項ただし書きの規定にかかわらず、社員総会において議決する事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定めは、その効力を有しない。」と規定している。

すなわち、社員の議決権は、各1個であるのが原則であり、これと異なる取扱いをする場合には、定款で規定しなければならない（法48条1項）。したがって、定款以外の定め、例えば理事会での決議によって社員の議決権の原則に変更を加えるような規程を設けても、そのような規程は無効となる。

また、仮に定款をもって社員の議決権を各1個とは異なることと定める場合であっても、社員総会において議決する事項の全部について議決権行使できない旨の定款の定めは無効となる（法48条2項）。一般社団法人を構成するのは社員であり、社員総会は一般社団法人の重要な意思決定を行う最高意思決定機関であるので、社員でありながら一切の意思決定に関与できないということは妥当ではないというのが法の趣旨であると考えられる。つまり、一定の事項については議決権行使で

きないという定めや、一定の社員については2個の議決権を有しているというような定款規定を設けることは可能であるが、一切の議決権を行使できないという規定を設けることはできないということである。

N 本件のポイント

本件では、社員の議決権にかかる制限を、社員総会で定めた定款ではなく理事会で定めた賞罰規程に設けて、そのとおりに法人運営を行ったということであるから、一般法人法48条1項に違反していると考えられる。また、「社員資格停止処分」だと社員総会において一切の議決権を行使できないという取扱いであつたとのことであるから、一切の議決権行使ができないとするることはできないとする同条2項にも抵触する。

V 理事の忠実義務

一般社団法人の理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実にその職務を行う義務、すなわち忠実義務を負っている（一般法人法83条）。

同協会による社員の資格停止処分による議決権の取扱いは、上述のとおり、一般法人法48条に違反しているとともに、社員の議決権に関する同協会の定款の規定にも違反している可能性がある。したがって、同協会の理事には、一般法人法83条違反の疑いがある。

VI 勧告の根拠規定

行政庁は、公益法人について、公益認定法29条2項各号のいずれか（例えば同条2項3号）に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる（公益認定法28条1項）。

全日本テコンドー協会の行政庁である内閣

総理大臣は、上述のような判断の下、同協会が一般法人法48条及び83条に違反している（すなわち公益認定法29条2項3号に該当する。）と疑うに足る相当な理由があると判断し、必要な措置をとるべき旨の勧告を行った。

一般法人法や公益認定法違反があれば、それは、行政庁が勧告処分を行う場合の根拠となる法令違反（公益認定法29条2項3号）に該当する。したがって、法人運営にあたり、特に理事・監事などの役員は、一般法人法や公益認定法に対する深い知識が必要であるということを認識する必要がある。もちろん、事務方も同様であり、「従来行ってきた取扱い」についても、ゼロ・ベースで見直して、法令違反となっていないのか否かを検証する必要もあるであろう。また、本件は一般法人法違反だけが勧告処分の対象であったようであるが、行政庁が勧告処分を行う場合の根拠となる法令違反（公益認定法29条2項3号）は、一般法人法、公益認定法だけではなく、あらゆる法令に及ぶ（理事の善管注意義務違反は、民法の規定に違反する）。税制優遇措置を受ける公益法人であるということは、社会に対して大きな責任を負っているということであるということをそれぞれの公益法人が改めて認識し、必要な対応を行うことが求められているといえよう。

■執筆者Profile■

熊谷則一（くまがい・のりかず）

弁護士。建設省（当時）勤務を経て、平成6年に弁護士登録、平成19年に涼風法律事務所設立。著書に『一般財団法人・公益財団法人の評議員会Q&A』『一般社団法人・公益社団法人の社員総会Q&A』（全国公益法人協会）、『公益法人の基礎知識』（日本経済新聞出版社）他。共著に『一般社団法人・一般財団法人の実務—設立・運営・税務から公益認定まで一』（全国公益法人協会）他多数。

公益
日付けて
します。
この
る勧告
詳細は

1. 事案

- (生)
- 移行
- 社
- を有
- し書
- 公益
- おけ
- 告書が
- この
- 格停止
- 判明
- 公益
- とか確
- 46条第
- これ
- (参考)

2. 勧告の

- (勧告を)
- 協会
- られて
- (勧告に)
- (1) 一般
- (2) 上記
- (3) 上記

平成25年12月10日
内閣府大臣官房
公益法人行政担当室

公益社団法人全日本テコンドー協会に対する勧告について

公益社団法人全日本テコンドー協会における社員の議決権をめぐる問題に関し、内閣府は本日付けて、同法人に対し、公益認定法第28条第1項の規定による勧告を行いましたので、公表します。

[この勧告は、公益認定等委員会から内閣総理大臣に対して行われた同法第46条第1項の規定による勧告に基づき行政庁が行うものです。]

詳細は、別添資料を御覧ください。

(公社) 全日本テコンドー協会に対する勧告について

1. 事案の概要

- (公社) 全日本テコンドー協会（以下「協会」）は、平成24年4月1日に新制度の公益社団法人に移行し、内閣府の監督下にある。
- 社員総会における社員の議決権について、一般法人法第48条第1項は「社員は、各一個の議決権を有する」としており、これについて「別段の定め」をするには定款による必要がある（同項ただし書）。
- 公益認定等委員会は、法人の適正な業務運営を確保する観点から、平成25年8月13日に、協会における会員資格停止処分について報告徵収（公益認定法第27条第1項）を実施し、これに対する報告書が9月9日に提出された。
- この結果、協会においては、定款ではなく理事会決議で制定された賞罰規程に基づき「社員の資格停止処分」が行われ、当該処分を受けた社員は社員総会における議決権の行使ができないことが判明した。
- 公益認定等委員会において事案を審査した結果、公益認定法に基づき同法人に対し勧告を行うことが適當と判断するに至り、12月10日、委員会から行政庁（内閣総理大臣）に対する勧告（同法第46条第1項）を実施

これを受けて、同日、行政庁（内閣総理大臣）から同法人に対する勧告（同法第28条第1項）を実施（参考：公益法人の監督措置に係る手続の流れ 等）

2. 勧告の概要（→別添：(公社) 全日本テコンドー協会に対する勧告書全文）

（勧告を行う理由）（→別添の別紙（委員会勧告書）参照）

- 協会において、「社員の資格停止処分」を受けた社員による社員総会における議決権の行使が妨げられていることは、一般法人法に違反・抵触している疑いがある。

（勧告において求める措置）

- (1) 一般法人法の規定に適合するよう、社員総会において全ての社員の議決権の行使を認めること。
- (2) 上記(1)を踏まえ、当該法人の賞罰規程につき必要な措置を講じること。
- (3) 上記(1)及び(2)の措置を平成26年1月21日までに講じ、行政庁に報告すること。